

島田市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第2号

島田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する事務及び一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の記録項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市の機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る個人情報取扱事務の内容を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示を写しの交付により受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示を同項の行政機関等が定める方法により受ける者は、市長が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、保有個人情報が特定個人情報に係るもので

あり、かつ、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該写しの交付等に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審議会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島田市個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関し、運用上必要な事項を定めようとするとき。

(審議会の設置等)

第8条 前条及び島田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年島田市条例第23号)第51条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、島田市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、個人情報保護制度の運営に関する事項について、市の機関及び議長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者及び知識経験を有する市民のうちから、市長が委嘱する。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。
(島田市個人情報保護条例の廃止)
- 2 島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号）は、廃止する。
(島田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の島田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の事務に従事している者又はこの条例の施行前において同項の事務に従事していた者に係る同条第3項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第6条第1項から第3項までの規定によりされた届出は、第3条第1項から第3項までの規定によりされた届出とみなす。
- 6 この条例の施行の前日に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第15条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第1項又は第16条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第13条第1項に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 7 この条例の規定の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する島田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第32条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する島田市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る同条第7項において準

用する旧条例第26条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日から令和6年3月31日までとする。
- 10 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する公文書であって、特定の旧個人情報を用いて電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の事務に従事している者又はこの条例の施行前において同項の事務に従事していた者
- 11 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 13 附則第7項及び第8項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 14 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。